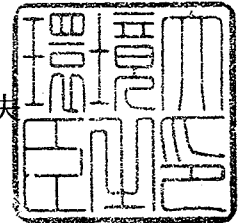




諮問第250号
環水大土発第081127001号
平成20年11月28日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環境大臣
斉藤鉄夫



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記について、環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月農林省告示第346号）（以下「告示」という。）に基づき、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

3-ドデシル-1, 4-ジヒドロ-1, 4-ジオキソ-2-ナフチル=アセタート (別名 アセキノシル)

3, 4-ジクロロ-2'-シアノ-1, 2-チアゾール-5-カルボキサニリド (別名 イソチアニル)

1-ナフチル=メチルカルバマート (別名 カルバリル又はNAC)

(RS)-2-(2, 4-ジクロロ-m-トリルオキシ) プロピオンアニリド (別名 クロメプロップ)

2-メトキシ-3, 6-ジクロロ安息香酸 (別名 ジカンバ又はMDBA)、2-メトキシ-3, 6-ジクロロ安息香酸ジメチルアミン (別名 ジカンバジメチルアミン塩又はMDBAジメチルアミン塩) 及び2-メトキシ-3, 6-ジクロロ安息香酸カリウム (別名 ジカンバカリウム塩又はMDBAカリウム塩)

N, N-ジメチル-1, 2, 3-トリチアen-5-イルアミンシュウ酸塩(1:1) (別名 チオシクラムシュウ酸塩又はチオシクラム)

(RS)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(S)-2-(4-ジフルオロメトキシフェニル)-3-メチルブチラート (別名 フルシトリネート)

(RS)-2-ブロモ-N-(α, α -ジメチルベンジル)-3, 3-ジメチルブチルアミド (別名 ブロモブチド)

(別紙2)

1-ナフタレン酢酸ナトリウム

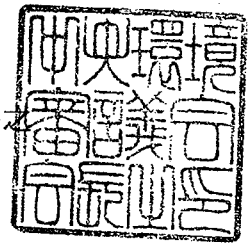
1-[4-クロロ-3-(2, 2, 3, 3, 3-ペンタフルオロプロポキシメチル)フェニル]-5-フェニル-1H-1, 2, 4-トリアゾール-3-カルボキサミド (別名 フルポキサム)

3-ブロモ-N-[4-クロロ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド (別名 クロラントラニプロール)

中環審第479号
平成20年12月1日

中央環境審議会土壤農薬部会
部会長 松本 聡 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が
定める基準の設定について（付議）

平成20年11月28日付け諮問第250号、環水大土発第081127001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。